

災害時における応急調査業務に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、甲の管理若しくは管理に相当する道路、河川、港湾、上下水道施設、農林業用施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 輪島市地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、乙、丙及び丁の協力を得ることに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生に際し必要があると認めるときは、乙、丙及び丁に対し協力を要請できるものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡担当者の設置）

第3条 甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙、丙及び丁は相互に調整し、甲との連絡窓口を一本化する。

3 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

（活動等の実施）

第4条 甲は、調査能力、応急調査体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴き、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

2 甲は、乙、丙及び丁に対し応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

3 乙、丙及び丁は、前項の規定による出動要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。

4 調査者は、前項の規定による甲の出動要請により、優先的に必要な資機材を準備し及び人員を出動させ、安全を確保しながら業務の遂行を図るものとする。

5 甲並びに乙、丙及び丁は、緊急の必要があるときは、前3項の規定にかかわらず、電話等の通信手段により、調査者の出動要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲並びに乙、丙及び丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

（請負契約の締結）

第5条 甲は、応急調査業務の調査期間中又は当該業務の完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

第6条 応急調査業務の成果品に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、輪島市業務委託標準請負契約約款（平成26年輪島市告示第25号）第27条から第29条までの規定を準用する。

(費用負担)

第7条 費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 活動の初期段階における目視の現状把握等に要した費用は、調査者が負担するものとする。
- (2) 活動の初期段階以降の業務に要した費用については、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

(報告)

第8条 調査者は、業務の進捗状況その他必要な事項を逐次甲に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間終了1箇月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による申し出がないときは、さらに1箇年期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定は、協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市長 梶 文 秋



乙 石川県金沢市寺町3丁目9番41号
一般社団法人 石川県建設コンサルタント協会
会 長 新 家 久 司



丙 石川県金沢市示野町西81番地
一般社団法人 石川県測量設計業協会
会 長 新 家 久 司



丁 石川県金沢市示野町西7番地
一般社団法人 石川県地質調査業協会
会 長 矢 野 好 二

